明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（一三）　二

〔政　令〕
○宮内庁組織令の一部を改正する政令（一五七）　二
○防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令（一五八）　二

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二六）　二
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（同二七）　三
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（防衛四）　三

〔規　則〕
○人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則（人事院一―五―二〇）　四

〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一五）　四
○会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（法務一一六）　五
○保安林の指定をする件（農林水産八七〇～八七四）　五
○保安林の指定を解除する件（同八七五～八七七）　五
○トルコから発送されるグレープフルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同八七八）　六
○畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定事業者を指定したので、同法第十八条第二項の規定に基づき公示する件（同八七九）　六
○工業統計調査規則第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件（経済産業八一）　六
○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を公示する件（同八二）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通六〇九～六一六）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一二八、一二九）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一五七）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局四四、四五）　八
○道路に関する件（中部地方整備局五四、五五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局四九）　九
○道路に関する件（四国地方整備局四二～四四）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁　水産庁　一〇

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分、仮想通貨交換業者に対する業務停止処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金変更関係　二九
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（法律第一三号）（厚生労働省）

一　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正関係

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成三〇年五月一六日まで）を五年延長し、平成三五年五月一六日までとすることとした。（第一条関係）

二　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正関係

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成三〇年六月三〇日まで）を五年延長し、平成三五年六月三〇日までとすることとした。（第二条関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（宮内庁）

1　東宮侍従一人及び東宮女官一人を増置することとした。（第一七条関係）

2　この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令（政令第一五八号）（防衛省）

1　地方協力局労務管理課の所掌事務の特例（駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務）の期限（平成三〇年五月一六日まで）を五年延長し、平成三五年五月一六日までとするとともに、関係規定を整理することとした。（本則関係）

2　この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第一三号）の施行の日から施行することとした。